

職員収賄事件に関する報告書

【企業団ホームページ掲載用要約版】

平成29年2月

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

職員収賄事件に関する調査・検討委員会

【目次】

はじめに	1
1 事件の概要	2
2 職員等の処分	3
3 事件の原因	4
4 再発防止に向けて（今後の対応策）	5

はじめに

平成27年6月に指名競争入札を執行した鶴ヶ島浄水場次亜注入設備等点検整備工事に関して、K社の元社長Xから同工事を巡り、便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして、収賄の容疑で浄水課浄水担当主査Aが逮捕された。

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されている。また、同法第33条では、公務員の信用失墜行為の禁止が規定され「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」とされている。

企業団においては、これまでも職員による非違行為や不祥事の発生を防止するため、職員に対して時機を捉えて綱紀粛正やサービス規律の遵守を喚起する通知や地方公務員法等法令研修などを実施してきたところである。

しかしながら、今回このような事件が発生したことは誠に遺憾であり、企業団に対する市民の期待を大きく裏切り、市民からの信用を失うことになってしまった。また、これまでの企業団の取り組みに不十分なところがあったと言わざるを得ない。

そこで、企業団ではこの事件に関する発生原因や背景を検証するとともに、事件の再発防止や本事件に係わる職員の公正な処分を実施するため、職員収賄事件に関する調査・検討委員会を設置した。この報告書は、これらの検証・検討結果を当委員会がまとめたものである。企業団は今後この事件を風化させることなく、同様の事態を招かぬよう本報告書に掲げる再発防止策については、早急に取り組むものとする。

企業団職員は、一日も早く失われた企業団に対する市民からの信用を回復し、安心して安全な水を供給する水道事業体としての責務を全うし、市民の期待に応えられるよう職員一丸となって努力することを決意する。

1 事件の概要

企業団が平成27年6月に指名競争入札を執行した、鶴ヶ島浄水場次亜注入設備等点検整備工事に関して、K社の元社長X（以下「X」という。）から有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、企業団の元職員A（以下「A」という。）が業者から現金を受け取ったとして、平成28年11月9日に逮捕、同年11月30日に起訴された。

また、平成24年6月に条件付一般競争入札を執行した、坂戸浄水場及び若葉台取水中継ポンプ場機械・電気計装設備改修工事に関して、K社が有利な取り計らいができるよう、便宜を図った見返りに平成25年8月頃、Xから現金50万円の供与を受け、さらに平成27年6月に条件付一般競争入札を執行した、鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事に伴う工場検査に関して、有利かつ便宜な取り計らいを受けたこと及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されることを知りながら、平成27年12月下旬頃から平成28年4月上旬頃までの間、Xから合計金額約25万円相当の飲食等の供与を受け、平成28年11月30日に収賄容疑で再逮捕、同年12月21日に追起訴された。

上記事件に関連して、企業団職員全員から聴き取り調査を行ったところAの部下であった職員2名が、Aに同行して工場検査（それぞれ別の工場検査）に出張した際、Xから飲食等の供与を受けていたことが判明した。なお、聴き取り調査では、同行した職員2名は事前にXから供与されるものとは承知していなかったとのことであった。

企業団では、こうした事実を確認した上Aの起訴を受け、平成28年11月30日にAを懲戒免職処分にするとともに、飲食等の供与を受けた職員2名と関係する管理監督責任のある職員6名を懲戒処分とした。また、12月12日に坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会を開催し、企業長及び副企業長の管理監督責任を明らかにするため、それぞれの報酬を減額する条例案を提出し可決された。

2 職員等の処分

(1) 職員の処分

平成27年6月に指名競争入札を執行した鶴ヶ島浄水場次亜注入設備等点検整備工事に関して、AはXから同工事を巡り、便宜を図った見返りに現金数十万円を受け取ったとして、収賄の容疑で逮捕、起訴された。この一連の事件について同日、Aほか関係職員8名の懲戒処分を行った。

Aの処分

浄水課浄水担当主査・免職

関係職員の処分

事務局長・減給 5/100 1月

事務局次長・減給 7/100 1月

浄水課課長・減給 10/100 2月

給水課課長（当時浄水課課長）・減給 10/100 2月

浄水課浄水担当主幹・戒告

浄水課浄水担当主査（当時事務局長[再任用]）・戒告

浄水課浄水担当主任・戒告

浄水課浄水担当技師・戒告

(2) 特別職の処分

企業長及び副企業長については、企業団議会臨時会を12月12日に開催し、管理監督責任を明らかにするため、企業長及び副企業長の報酬の減額に関する条例案を提出し可決された。

企業長

平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間、報酬月額から100分の100を減額

副企業長

平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間、報酬月額から100分の50を減額

3 事件の原因

この事件の原因は、一義的には公務員としての倫理・法令遵守意識の欠如といえる。ただ、そこにはそういう職員を生み出した企業団における組織的な問題・背景があったと言わざるを得ない。

最初に考えられるのは、こうした倫理観や法令遵守に関する研修の実施である。近年はどの自治体でも、公務員の汚職問題や飲酒運転による死亡事故の発生などを受け、綱紀粛正や服務規律、職員倫理の遵守が厳しく指導されている。企業団における研修もこうした点に重点をおいて実施する必要があったのではないだろうか。

次に、異動期間の問題がある。Aは平成17年4月に3度目の浄水課異動となり逮捕される平成28年11月まで11年7月浄水課勤務となっていた。

この11年7月の間に請負業者のXと親交を深めたものと推察される。技術系職員は、専門分野への配属が基本であり、一定の部署に長期在職となるのが一般的ではあるが、11年7月の間に他課への異動があれば今回の事件が防げた可能性はある。

3点目に考えられるのが、A本人が金銭的に窮していたという事実である。こうした状況が上司や人事関係者に報告され何らかの対応ができていれば、あるいは事件の発生を防げたかもしれない。

4点目は業者との接触の機会についての問題である。工事等を担当する職員は業者との打ち合わせは欠かせない。また、ある程度は業者側担当者と信頼関係を構築する必要もあり、コミュニケーションをとる必要は否めない。職員が単独で業者と接触する機会が増えるほど、癒着の危険性が高まる。

また、今回接待の場となった工場検査についても問題がある。特に遠隔地の工場検査の場合は、宿泊の必要が生じることや上司の目の届かない場所となることから、業者からの誘いを受けやすい環境ができてしまう。

以上4点が、今回の事件が発生した主な原因であり、事件の背景であったといえる。

4 再発防止に向けて（今後の対応策）

（1）職員倫理規程の制定

現在、企業団は独自の倫理規程を有していない。倫理規程を制定しその内容を全職員が理解し共有する必要がある。倫理規程の制定に当たっては、規程の最初に「前文」として今回の収賄事件発生の事実を掲げ制定の経緯を記すことにより、現在の職員だけでなく、今後企業団職員となる者に対しても事件を風化させることなく記憶し、職員倫理を保持する。

（2）懲戒処分基準の策定

今回の事件を受け、今後、職員による非違行為等を抑制するために、公正性、妥当性及び透明性の観点からも処分の明確化が必要である。このことから、職員倫理規程の制定と同時に懲戒処分基準を策定する。

（3）職員の意識改革と法令遵守の徹底

職員の倫理・服務に関する意識向上や保持についての取り組みとして、各種研修を実施する。研修の内容は、公務員倫理、危機管理、コンプライアンス、管理職職員によるOJT等を毎年、定期的かつ計画的に実施する。また、研修時に本事件等の事実を職員に継承する。

（4）定期的な人事異動

定期人事異動において、長期在職者が発生しないよう長期在職者を優先的に異動させ、人事の停滞を防止する。平成29年度の人事異動から実施し、専門職にとらわれず様々な部門を経験させ、今後必要とされる職員を育成する。また、特定の人に頼らない職場環境にするため、各担当において事務マニュアルの作成を行うとともに、日本水道協会の研修等を活用し専門技術、技能の習得に努める。

（5）人事交流の拡大

企業団においては、人事異動が水道事業のみとなってしまう、公共事務の識見が広がらない。職員の知識や人脈を広げるため市役所等への派遣や市役所等から職員を受け入れ、人事交流を拡大する。

(6) 汚職等非行防止の注意喚起

今回の事件において、職員の金銭面での困窮に気づけなかったことから、上司が人事評価制度における面接時に職員の金銭面、健康面、家庭内不和等生活面における相談に応じる。また、汚職等非行防止の注意喚起を行う。

(7) 業者との折衝の見直し

業者との打合せ等における関係業者との接触については、透明性及び公平性の確保の観点から特に留意する必要がある。今後、業者との打ち合わせ、折衝は可能な限り複数の職員で対応するものとし、特に業者の現場事務所に必要以上滞在しないよう徹底する。また、不正防止、情報管理（個人情報の保護など）徹底の観点からも、許可のない者の無断での執務室内への立入りを禁止する。

(8) 業務・事務の見直し

工場検査は原則禁止とし、やむを得ず実施する場合は、検査の相手方に対し事前に職員は飲食（湯茶を除く）の接待や土産の提供は固辞する旨通知又は連絡する。また、工場検査にかかわらず業者が主催する研修や会議等、工事や売買の相手方となる企業への出張の際は、復命書に飲食等の提供の有無（受けた場合はその内容）を記載し上司に報告するものとする。

(9) 組織内部における情報の共有

今回の事件において、事件の正確な内容が職員全員に伝達されていないとの意見があった。刑事事件という性格上、情報の開示に制限があったことは止むを得ないが、今後、本件以外の場合でも情報共有が必要な場合は、できるだけ職員全員に正確な情報が伝わるよう、イントラネットの掲示板等電子媒体を活用した情報の共有化など有効的な方法、仕組みについて、各担当において検討し実施する。また、今回の事件については、本報告書を企業団全職員に配付することによって周知する。

以上の対応策を今後速やかに実施していくものとするが、職員による不祥事の発生を防止するため、これらの対応策以外にも今後も有効と思われる施策があれば、随時これらに加え実施するものとする。